

経済統計の体系的整備について

令和3年3月

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官室（企画・基本計画担当）

経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループについて

平成30年3月

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）において、「既存の公的統計基本計画推進会議に代えて、各府省の幹事を中心に、府省一体となった推進体制を整備するとともに、その下にワーキンググループを設けるなどして、機動的に課題解決に取り組む体制を再構築して、各種の取組方針等を決定し、今後顕在化する課題への対応を含め、関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。」との取決め

平成30年10月

- 横断的・体系的な経済統計の整備推進を図るため、統計企画会議の下にワーキンググループを設置することが決定（平成30年10月16日統計行政推進会議申合せ）

令和元年11月

- 令和元年11月に「経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」の設置を決定（令和元年11月27日統計企画会議申合せ）

令和2年2月～

- 第1回会合を令和2年2月、第2回、第3回会合を令和3年2月にそれぞれ開催

「統計行政推進会議を中心とした統計行政の推進体制の整備等について」

(平成30年10月16日統計行政推進会議申合せ) (抄)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。)において、「既存の公的統計基本計画推進会議に代えて、各府省の幹事を中心に、府省一体となった推進体制を整備するとともに、その下にワーキンググループを設けるなどして、機動的に課題解決に取り組む体制を再構築して、各種の取組方針等を決定し、今後顕在化する課題への対応を含め、関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。」こととされていることを踏まえ、下記のとおり統計行政推進会議を中心とした統計行政の推進体制の整備等を行う。

記

1 統計行政推進会議を中心とした推進体制の整備

統計行政推進会議の設置を受けて、統計行政推進会議が中心となって統計行政の推進に関する事項の連絡、調整及び検討を行うことから、既存の各府省統計主管部局等会議の申合せ又は産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議の決定に基づき設置されている会議等(これらの会議等の下に設置されているワーキンググループを含む。)は、廃止する。

また、廃止する会議等について、公的統計基本計画に掲げられた事項の検討に当たり、引き続き既存の体制を活用して検討を行うことが適している事項(SUT体系への移行に伴う分類、基礎統計及び加工統計に係る統計整備の統一的な推進、横断的・体系的な経済統計の整備推進、国際協力の推進等)については、統計行政推進会議の下で、既存の体制を活用した会議等を新たに設置する。

この考え方に基づき、統計行政推進会議の下に「SUT体系移行推進チーム」を設置し、統計企画会議の下に「横断的・体系的な経済統計の整備推進に関するワーキンググループ(仮称)」及び「国際協力の推進に関するワーキンググループ(仮称)」を設置する。

なお、産業連関表作成府省庁が連携して取り組んでいくこととしている事項については、引き続き既存の産業連関部局長会議の枠組みを活用して検討を行う。

(以下略)

「経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの設置について」

(令和元年11月27日統計企画会議申合せ)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)に掲げられた事項のうち、経済統計の体系的整備等に関連する事項について、関係府省間の連絡及び調整並びに検討を行うため、「統計企画会議の運営について」(平成30年9月26日統計企画会議申合せ)第3項に基づき、下記により、統計企画会議の下に、「経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

記

- 1 ワーキンググループの構成は、別紙のとおりとする。ただし、ワーキンググループにおいて、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 2 ワーキンググループにおいて、必要と認めるときは、構成員以外の学識経験者等から意見を聴くことができる。
- 3 ワーキンググループの庶務は、総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官が行う。

(別紙) 経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループ構成員

- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課 課長補佐
- 総務省統計局統計調査部調査企画課 課長補佐
- 総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官付企画官
- 総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官(経済統計担当)付副統計審査官
- 財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官
- 文部科学省総合教育政策局調査企画課 分析調査官
- 厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室 室長補佐
- 農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官 管理官補佐(統計調整班担当)
- 経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室 参事官補佐(企画担当)
- 国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室 企画専門官

《オブザーバー》

- 統計委員会担当室 室長補佐
- 日本銀行調査統計局経済統計課統計総務グループ 企画役

経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおける検討事項とスケジュール

- 本WGでは、第Ⅲ期基本計画において、経済統計の横断的・体系的な整備推進が求められている項目（計13項目）を検討の対象
- 令和4年度までに、各項目について一定の整理を行うことを目標

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	1	○ 経済センサス-活動調査を始めとする事業所・企業を対象とした統計調査におけるK A U概念の導入の適否を含めた調査単位の在り方や、アクティビティベースでの事業活動の把握可能性等について、プロファイリング活動等により得られた情報も活用し、関係府省が一体となって検討する。	総務省、関係府省	令和4年度(2022年度)までに一定の結論を得る。
	2	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	総務省、経済産業省	平成31年度(2019年度)から同時実施し、令和4年(2022年)調査の企画時までに結論を得る。
	3	◎ 建設工事施工統計調査など事業所母集団データベースに格納する業種別統計調査について、共通的な調査事項等を整理・検討した上で、中間年経済構造統計の作成に活用する。	総務省、関係府省	平成31年度(2019年度)から実施する。
	4	◎ 中間年経済構造統計において、統計調査での把握が困難な業種については、行政記録情報の活用を検討する。	総務省、関係府省	平成31年度(2019年度)以降の可能な限り早期に実施する。
	5	◎ 平成33年(2021年)経済センサス-活動調査や中間年S U Tの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	令和4年(2022年)調査の企画時までに一定の結論を得る。



項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	6	○ サービス産業動向調査（月次調査部分）及び特定サービス産業動態統計調査の整理・統合に向け、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、可能な限り速やかに検討を開始する。	総務省、経済産業省、関係府省	遅くとも令和4年（2022年）末までに結論を得る。
	7	○ 経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。	総務省、関係府省	令和4年度（2022年度）までに一定の結論を得る。
	8	○ 事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査結果における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計整備を検討する。	総務省、関係府省	令和4年度（2022年度）までに一定の結論を得る。
(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	9	○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、年次フレームの更なる活用に向けた課題等を整理した上で、統一共通名簿として一層の有用性を高めるために必要な情報の充実等を検討する。	総務省	令和3年度（2021年度）末までに結論を得る。
	10	○ 改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、平成31年（2019年）10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。	関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	11	○ 一次統計調査における税抜額記入の導入について、その導入可否や統一的な取扱い方針を、平成38年（2026年）経済センサス-活動調査を見据えつつ検討する。	総務省、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	12	○ 事業所系調査で把握していない事項について、企業系調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討し、一定の対応方針を策定することにより、地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る。	総務省、関係府省	令和4年度（2022年度）までに実施する。
	13	○ 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、平成33年（2021年）経済センサス-活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間（無期・有期）の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る。	総務省、関係府省	令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の企画時期までに実施する。

「経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループ全体スケジュールについて（案）」 （令和2年2月27日第1回会合資料2抜粋）

No.	検討項目	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
1	経済センサス-活動調査を始めとする事業所・企業を対象とした統計調査におけるKAU概念の導入の適否を含めた調査単位の在り方や、アクティビティベースでの事業活動の把握可能性等について、プロファイリング活動等により得られた情報も活用し、関係府省が一体となって検討する。			▶	
2	工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	▶			
3	建設工事施工統計調査など事業所母集団データベースに格納する業種別統計調査について、共通的な調査事項等を整理・検討した上で、中間年経済構造統計の作成に活用する。		▶		
4	中間年経済構造統計において、統計調査での把握が困難な業種については、行政記録情報の活用を検討する。		▶		
5	平成33年(2021年)経済センサス-活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。		▶		
6	サービス産業動向調査(月次調査部分)及び特定サービス産業動態統計調査の整理・統合に向け、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、可能な限り速やかに検討を開始する。			▶	



No.	検討項目	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
7	経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。				
8	事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査結果における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計整備を検討する。				
9	事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、年次フレームの更なる活用に向けた課題等を整理した上で、統一共通名簿として一層の有用性を高めるために必要な情報の充実等を検討する。				
10	改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、平成31年(2019年)10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。				
11	一次統計調査における税抜額記入の導入について、その導入可否や統一的な取扱い方針を、平成38年(2026年)経済センサス-活動調査を見据えつつ検討する。				
12	事業所系調査で把握していない事項について、企業系調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討し、一定の対応方針を策定することにより、地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る。				
13	「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、平成33年(2021年)経済センサス-活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間(無期・有期)の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る。				

経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの開催実績

【第1回】

- 日 時 令和2年2月27日（木）14:00～
- 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 全省庁共用1214特別会議室
- 議 題
 - （1）経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの検討課題について
 - （2）中間年の構造統計作成について
 - （3）その他

【第2回】

- 日 時 令和3年2月2日（火）（書面開催）
- 議 題
 - （1）工業統計調査の経済構造実態調査への包摂
 - （2）経済構造実態調査の調査事項等の見直し
 - （3）経済構造実態調査と他の企業系調査との役割分担、重複是正等

【第3回】

- 日 時 令和3年2月26日（金）（書面開催）
- 議 題
 - 経済構造実態調査と他の企業系調査との役割分担、重複是正等